

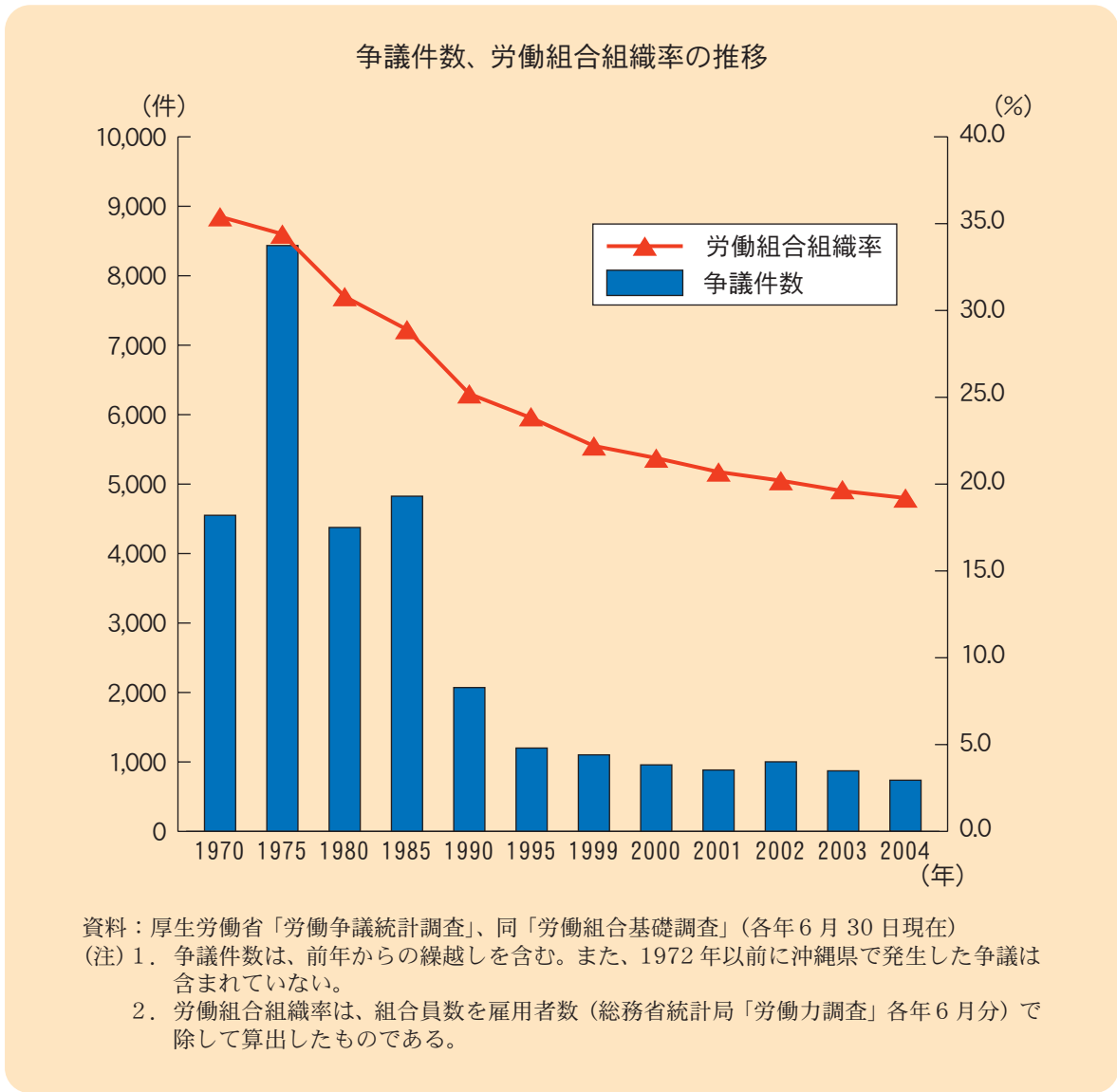
3 最近の調整事件の動向

自主交渉方式確立後、調整の中心は賃金、一時金以外の紛争（解雇・人員整理や団交促進等）や、中小企業に関連する紛争に移行している。また、公労委は行政改革の一環として1987年に国営企業労働委員会（国労委）に改組され、翌1988年には中労委と統合された。

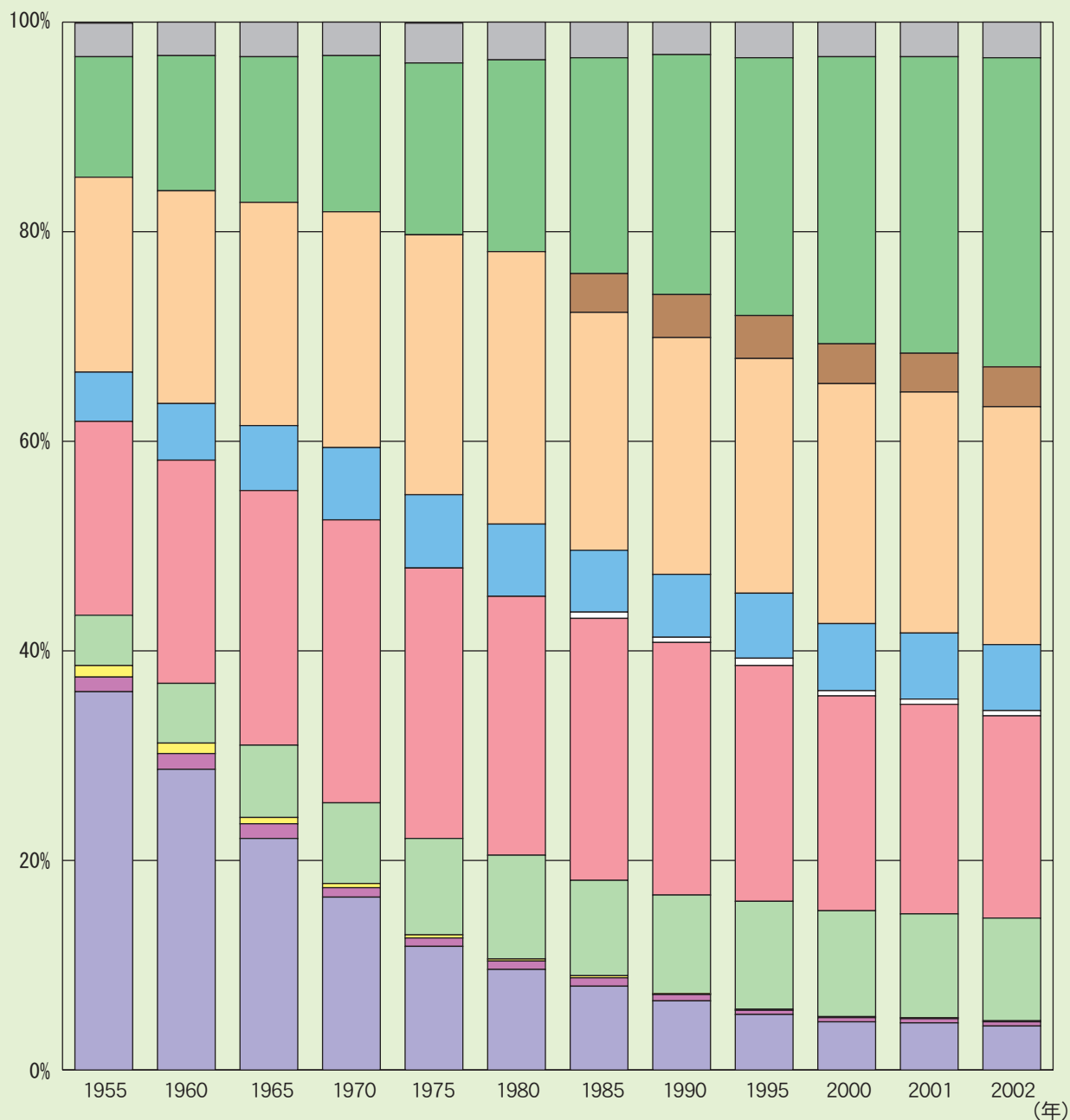
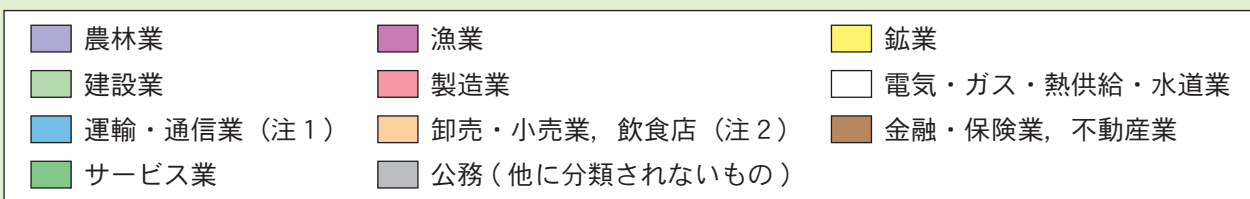
調整事件は、全労委の新規係属件数をベースとしてみると、ピーク時（1974年）の2,249件から352件（1991年）まで減少したが、近年は600件前後で推移している。解雇等の労働条件の不利益取扱いを契機として労組に加入して労働委員会に調整の申立てをする形態の事件の増加などの特徴もみられる。

また、個別労働関係紛争処理については2001年に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が制定されており、これにより各都道府県労働委員会は、個別労働関係紛争の未然の抑制又は紛争の解決に関し、その相談、あっせんその他の施策をすることができることとされた。

さらに国営企業については、中労委と国労委の統合以降、中労委において各年度の賃金調整が行われており、さらに2001年の独立行政法人制度の創設によりその調整事件の処理も中労委が担っている。なお、国営企業（独立行政法人に移行したものも含む。）の各年度の賃金調整については、2004年度、2005年度と2年続けて自主交渉で決着したところである。



産業別就業者数割合の推移



資料：総務省統計局「労働力調査」
 (注1) 1955～1980年の「運輸・通信業」には電気・ガス・熱供給・水道業の値が含まれる。
 (注2) 1955～1980年の「卸売・小売業，飲食店」には、金融・保険業，不動産業の値が含まれる。